

たかさぐり史話 52

高砂町の建物疎開（その二）

一九四五年の『高砂町事務報告書』には、三四八戸の家屋疎開を実施とあります。町内二三〇三戸のうち、実に七戸に一戸の割合で家屋が取り壊されたこととなります。

前回紹介した疎開跡地の賃貸借契約書は一八八通二六〇筆ぶんで、疎開戸数三四八とは開きがあります。しかし同年度の決算書によると、疎開跡地の借り上げ料が七く八割しか執行されていません。転出にともなう連絡途絶などのため、相当数の土地所有者が役場に出頭しなかったものと推測できます。調印された契約書は、これでほぼ全部と考えてよいでしょう。

契約書には一筆ごとに町名・地番・坪数が明記されていて、それを『高砂町字限図』（一九五一年改調）に落とすゆけば、建物疎開の対象となった場所を正確に復元できます。しかも地番は今に引き継がれていて、疎開跡地の現況も容易にわかります。

面倒な作業でしたが、編さ

ん室の方々の協力をえて、私なりに実行してみました。そしてその結果、以下の八か所の建物疎開を確認することができたのです（図参照）。

- ① 南北本町通りの東側
↓ 現行道路の拡幅部分
- ② 現高砂港線北半分の東側
↓ 現行道路の拡幅部分
- ③ 播丹鉄道東側沿い
↓ 道路拡幅用地と民有地
- ④ 農人町裏から鐘紡正門まで
↓ 民有地、一部は新規道路
- ⑤ 北本町通り西側の役場・診療所周辺から横町北部一帯
↓ 民有地、一部道路拡幅
- ⑥ 現高砂港線東側の清水町から一部船頭町にかかる辺り
↓ 民有地、公園（三筆ぶん）
- ⑦ 同線西側の材木町北側部分
↓ 一部が市営駐車場・道路拡幅用地、他は民有地
- ⑧ 三菱製紙周辺の東農人町北側から一部農

人町にかけて

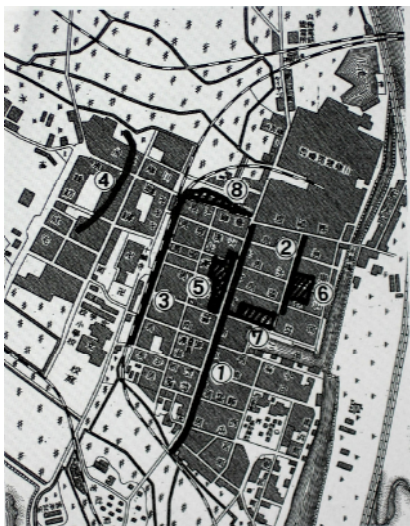
↓ 民有地、一部道路拡幅

このうち①く④は市街地を帯状の空地で分割し、類焼を防ぐための疎開空地帯、⑤く⑦は疎開小空地、そして⑧は工場周辺などに設ける重要施設疎開空地と想定できます。

建物疎開は市民生活に深刻な影響を及ぼしました。また江戸時代のままの狭い街路から、現代の街路への転換の画期となった事件です。しかし空襲や学童疎開とはちがって、人びとの記憶から消えつつあるように思います。そんな歴史の謎を一つ発掘、ささやかながら手ごたえを感じました。

（市中編さん専門委員

三輪泰史）



▲高砂町建物疎開位置図